

令和7年5月20日

各 位

公益社団法人北海道観光機構  
代表理事 中村 智  
(公印省略)

令和7年度アドベンチャートラベル推進事業「ATガイドPR(メディア招請)事業」の  
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名  
令和7年度 ATガイドPR(メディア招聘)事業
2. 事業目的  
令和5年9月に北海道でATWS2023がアジアで初めて実施開催され、海外から北海道へのアドベンチャートラベル(AT)に対する注目度が高まっており、ATの魅力の訴求や商品価値を高めていく絶好のタイミングといえる。  
また、北海道観光機構では2024年6月に発表したグランドデザインにて「2030年度に総観光消費額3兆円にする」という大きな目標を掲げている。その達成のためには観光消費額の高い外国人観光客のさらなる増加が必須である。  
本事業では、欧米豪のメディアを招聘し、北海道認定ATガイドが案内するツアーを通じ、ガイドの価値や人物像、並びに北海道特有の自然や文化資源等の魅力を発信いただくことで、アドベンチャートラベルを嗜好する層に対して来道意欲の醸成を図る。
3. 応募方法  
募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 今後のスケジュール(予定)

5月20日(火)	公示・観光機構WEBサイト掲載
5月30日(金)	企画提案参加表明締切
6月20日(金)	企画提案書の提出期限
6月中旬	企画提案の審査(ヒアリング審査)、委託事業者決定
6月下旬	契約締結、業務開始
5. 問合せ先  
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
(公社)北海道観光機構 事業企画本部  
担当:堀田 彰 TEL 011-231-0941 ak\_horita@visi1thkd.or.jp

以上

「令和7年度 ATガイドPR（メディア招聘）事業」  
に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 事業目的

令和5年9月に北海道でATWS2023がアジアで初めて実施開催され、海外から北海道へのアドベンチャートラベル（AT）に対する注目度が高まっており、ATの魅力の訴求や商品価値を高めていく絶好のタイミングといえる。

また、北海道観光機構では2024年6月に発表したグランドデザインにて「2030年度に総観光消費額3兆円にする」という大きな目標を掲げている。その達成のためには観光消費額の高い外国人観光客のさらなる増加が必須である。

本事業では、欧米豪のメディアを招聘し、北海道認定ATガイドが案内するツアーを通じ、ガイドの価値や人物像、並びに北海道特有の自然や文化資源等の魅力を発信いただくことで、アドベンチャートラベルを嗜好する層に対して来道意欲の醸成を図る。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

(3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

(4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結の日～令和8年1月30日（金）

(2) 業務スケジュール（予定）

5月20日（火）

公示・観光機構WEBサイト掲載

5月30日（金）	企画提案参加表明締切
6月20日（金）	企画提案書の提出期限
6月中旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月下旬	契約締結、業務開始

※日程は変更となる場合があるため、その都度確認すること。

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

### (1) 招聘者の選定

ATに知見があり、欧米豪市場に対して発信が可能なメディアまたはインフルエンサーを選定し、ATガイドの価値や人物像、並びに北海道のATツアーの魅力について発信することを条件とすること

#### ① 招聘対象者

欧米豪市場をターゲットにしたATに関する記事、画像などを掲載・発信したことがある、またはATに知見のあるメディアやインフルエンサー等。

※ATTA会員メディアやATWSに参加しているメディアが望ましいがその限りではない

#### ② 招聘者の候補を一覧にして提案すること

招聘候補者の一覧には発信媒体、投稿数、フォロワー数などこれまでの実績が分かる情報を含めること

#### ③ 招聘者数

5名（5社）以上

※最終選定は観光機構と協議の上で決定すること

#### ④ その他

委託事業者決定後に、北海道に興味を示しているメディア・インフルエンサーの一覧を参考として送付するが、この限りではない

### (2) FAMツアーの実施

ストーリーに沿って複数の国立公園を繋ぐATコースとし、北海道の自然や文化などの魅力を感じることでできるアクティビティを含むコースを提案すること

#### ① 実施時期

令和7年8月～11月末で実施可能なコースを提案すること

#### ② 実施コース

2つ以上の北海道内国立公園を含む、ATに適切なコースを提案すること

#### ③ FAM日数

4泊5日以上適切な日程

#### ④ アクティビティ

北海道の夏から秋にかけての季節を感じることでできるアクティビティが望ましい。アクティビティの他にもAT構成要素である文化体験、地域交流を含めたATコースを検討すること

#### ⑤ 言語

英語で実施すること

英語でのガイドが難しい場合は通訳できるものを同行させること

#### ⑥ メディア参加者を意識した行程

参加者がメディアであることから、写真や動画撮影、アクティビティ体験後のガイドや施設に対する取材等の時間を考慮したゆとりのある行程とすること

#### ⑦ スルーガイドの同行

北海道認定アドベンチャートラベルガイド資格保持者をアサインすること

⑧アクティビティガイド

北海道認定アドベンチャートラベルガイド資格保持者をアサインすること

⑨その他

- ・ 招聘者のインバウンド保険（または旅行傷害保険）に加入すること
- ・ 招聘者の出発国空港からの移動交通費を全て事業者を含めること
- ・ 乗継地やツアー開始前後の宿泊が必要な場合はその手配を事業費に含めること
- ・ 招聘者の査証取得が必要な場合はその取得サポートを行うこと
- ・ 招聘者に対してアンケートを実施し、集計、分析すること

(3) メディア発信

FAM 終了後に、北海道認定 AT ガイドの紹介をメインに、北海道のアドベンチャートラベルの PR・誘客に繋がる効果的な発信内容を提案すること

①媒体および KPI

ア) 発信マーケット（例・欧州、北米など、国名を挙げても良い）

イ) 発信メディア情報（メディア名、種類、特徴、視聴者や登録者数、フォロワー数、ページビュー（PV）数、ユニークユーザー（UU）数、など配信の詳細な情報）

ウ) 発信時期や掲載期間を記載すること

エ) その他

- ・ AT に特化したメディアが望ましいが、AT を広く周知できるメディアも可とする
- ・ 動画、WEB や SNS 等による情報発信も可とする

②発信時期（期限）

令和 7 年 12 月 31 日までに露出・発信を完了すること

③納品物

- ・ 発信、掲載した出版物や画像等が明確に確認できる資料
- ・ 動画、WEB や SNS 等の場合は、閲覧者の反応が分かる資料（閲覧数やエンゲージメント率等の定量データが記載された資料）

(4) その他自由提案

(1)～(3)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(5) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定

(6) 上記(1)～(4)の業務にかかる進行管理

(7) 事業実績報告書および成果物の提出

事業実績報告書について

報告書は、イベント写真や個人情報を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の 2 種類を作成すること。全体報告書は印刷物 3 部及びデータ、公開用報告書は印刷物 1 部およびデータを提出すること。

(8) その他

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同程度の現物協賛の獲得に努め報告書に記載すること

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

(1) 提出期限 令和 7 年 5 月 30 日（金）15:00

- (2) 提出方法 Eメール（書式は任意）  
(3) 提出場所 事業企画本部 堀田彰 ak\_horita@visithkd.or.jp

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。  
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

#### ② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。

#### ③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

#### ④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

#### ⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

#### ⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

#### ⑦ 見積書（参考見積り）

- ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
- ・ 各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること
- ・ 協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること
- ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

### (2) 規格及び部数

A4判 4部（社名あり1部、社名なし3部）

### (3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

### (4) 提出期限

令和7年6月20日（金）15:00（厳守）

### (5) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

（公社）北海道観光機構 事業企画本部

担当：堀田 彰 TEL 011-231-0941

## 10. 企画提案の評価基準

### (1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

### (2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

### (3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

※北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、

北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないでください。

#### 11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (10) 企画提案の採否については文書で通知する。

#### 12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等  
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

#### 13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

#### 14. 再委託について

再委託の予定（下記2の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

#### 15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
（公社）北海道観光機構 事業企画本部 TEL011-231-0941  
担当：堀田 彰 Email: [ak\\_horita@visithkd.or.jp](mailto:ak_horita@visithkd.or.jp)

以上